



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年7月14日 金曜日 第2891号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 特約業者の指定の取消し……………（税務課）… 505
- 落札者等の告示……………（ " ）… 505
- 指定自立支援医療機関の指定（2件）……………（健康増進課）… 506
- シルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び職種の指定……………（労政雇用課雇用対策室）… 506
- 漁業の許可又は起業の認可の申請期間……………（水産課）… 506
- 委任した指定構造計算適合性判定機関の住所の変更……………（建築住宅課）… 506
- 土地改良区役員の就退任の届出……………（東予地方局農村整備課）… 506
- 土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧……………（ " ）… 507
- 指定道路の指定……………（東予地方局四国中央土木事務所）… 507
- 道路の区域変更（県道今治丹原線）……………（東予地方局今治土木事務所）… 507
- 道路の供用開始（ " ）……………（ " ）… 507
- 土地改良区役員の氏名の変更の届出……………（中予地方局農村整備第一課）… 507
- 建設業者の許可の取消し……………（中予地方局管理課）… 508
- 道路の区域変更（県道上尾峠久万線）……………（中予地方局久万高原土木事務所）… 508
- 道路の供用開始（ " ）……………（ " ）… 508
- 道路の供用開始（一般国道378号）……………（南予地方局西予土木事務所）… 508
- 落札者等の告示……………（高校教育課）… 509

選挙管理委員会告示

- 愛媛県選挙公営実施規程の一部改正……………（選挙管理委員会）… 509
- 政治活動に関する規程の一部改正……………（ " ）… 541
- 愛媛県選挙事務執行規程の一部改正……………（ " ）… 547
- 愛媛県選挙管理委員会事務専決規程の一部改正……………（ " ）… 547
- 不在者投票のできる施設の指定の一部改正……………（ " ）… 548

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第823号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成29年7月14日

愛媛県知事 中村時広

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
芳野石油株式会社 代表取締役 芳野 栄治	松山市堀江町甲1557	平成29年 5月31日

○愛媛県告示第824号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成29年7月14日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
平成29年度県税オンラインシステム保守業務	愛媛県総務部行財政改革局税務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成29年7月1日	日本電気株式会社松山支店 愛媛県松山市味酒町一丁目3番地	38,057,040円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第825号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成29年 7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 5 columns: 名称, 所在地, 開設者の氏名又は名称, 担当しようとする医療の種類, 指定年月日. Rows include: このはな脳とこころの診療所, アイリス薬局南江戸店, わいらい薬局.

○愛媛県告示第826号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成29年 7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 6 columns: 指定訪問看護事業者等 (Name, Main office location), 訪問看護ステーション (Name, Location), 担当しようとする医療の種類, 指定年月日. Row: 株式会社奏音まつやま.

○愛媛県告示第827号

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第45条において準用する同法第39条第1項の規定に基づき、平成29年7月1日次のとおり愛媛県シルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び職種を指定した。

平成29年 7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 3 columns: 業 種, 職 種, 市町の区域. Rows: 56-各種商品小売業, 85-社会保険・社会福祉・介護事業, 24-金属製品製造業, 88-廃棄物処理業.

注 業種は日本標準産業分類（平成25年10月総務省告示第405号）の中分類に、職種は厚生労働省編職業分類の中分類に定める区分による。

○愛媛県告示第828号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成29年 7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成29年 7月14日から27日まで

○愛媛県告示第829号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり住所の変更の届出があった。

平成29年 7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 名称 ビューローベリタスジャパン株式会社
2 住所 (1) 変更前 神奈川県横浜市中区山下町1番地 (2) 変更後 神奈川県横浜市中区山下町22番地
3 変更年月日 平成29年 8月1日

○愛媛県告示第830号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市喜多台土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 7月14日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

就 任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏 名, 住 所. Rows: 理事 中路 芳 正, 中 川 英 隆, 渡 部 宏 憲.

〃	秋 川 隆 幸	西条市国安354番地 9
〃	中 路 市 郎	西条市喜多台240番地
監 事	中 路 博	西条市喜多台227番地 2
〃	中 川 伸 之	西条市喜多台38番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	寺 町 讓	西条市喜多台189番地 1
〃	中 路 芳 正	西条市喜多台76番地
〃	中 川 英 隆	西条市喜多台92番地
〃	渡 部 宏 憲	西条市喜多台78番地
〃	秋 川 隆 幸	西条市国安354番地 9
監 事	中 路 博	西条市喜多台227番地 2
〃	中 川 伸 之	西条市喜多台38番地

○愛媛県告示第831号

西条市禎瑞土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成29年 7月14日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 西条市禎瑞土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
 - 西条市禎瑞土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成29年 7月15日から 8月15日まで
- 縦覧場所
西条市役所本庁

○愛媛県告示第832号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成29年 7月14日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
平成29年 7月 5日
- 指定道路の位置
四国中央市中之庄町字光明1396番 1 の一部
- 指定道路の延長及び幅員
 - 延長 27.42メートル
 - 幅員 4.85メートル

○愛媛県告示第833号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成29年 7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	今治丹原線	今治市高橋字多々羅甲1200番 5 から 同市高橋字立丁甲1202番 8 まで	旧	メートル 18.5~41.9	キロメートル 0.034	
		今治市高橋字多々羅甲1200番 5 から 同市高橋字立丁甲1202番10まで	新	18.5~49.9	0.034	

○愛媛県告示第834号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成29年 7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治丹原線	今治市高橋字多々羅甲1200番 5 から 同市高橋字立丁甲1202番10まで	平成29年 7月14日

○愛媛県告示第835号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松前町筒井土地改良区から次のとおり役員が氏名を変更した旨の届出があった。

平成29年 7月14日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

役員の種類	氏 名	
	変 更 前	変 更 後
理 事	国 田 郁 夫	國 田 郁 夫

〃	大 淵 康 高	大 淵 康 高
〃	一 色 勉	一 色 勉

○愛媛県告示第836号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成29年 7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 理 由 とな った 事 実
(般-26)第15715号	平成27年 3月11日	(株)ネクストステージ	西村 光由	松山市和泉北1-15-8	平成29年 6月5日	建築工事業	建設業の廃止
(般-24)第15257号	平成25年 3月5日	内藤鉄工	内藤 純治	伊予市下吾川1980-15	平成29年 6月5日	鋼構造物工事業	建設業の廃止
(般-24)第16134号	平成24年 6月22日	(有)愛電舎	菊池 國雄	松山市余戸南4-4-4	平成29年 6月7日	電気工事業	建設業の廃止
(般-27)第12114号	平成27年 10月28日	(有)石田建設	石田 勝之	松山市雄郡2-6-14	平成29年 6月19日	建築工事業	建設業の廃止
(般-26)第17422号	平成26年 12月5日	ミヤ昇建設	宮本 昇一	松山市北斎院町715-1	平成29年 6月21日	塗装工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-25)第14009号	平成25年 5月20日	(有)イゲタ電業社	渡邊 久志	松山市井門町1214-5	平成29年 6月27日	電気工事業	建設業の廃止
(般-26)第17328号	平成26年 6月13日	アイ冷熱技研	井上 隆	松山市三町1-2-39	平成29年 6月28日	熱絶縁工事業	建設業の廃止 (法人成り)

○愛媛県告示第837号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	上尾峠久万線	上浮穴郡久万高原町二名乙1918番2地先から 同町二名乙1918番2地先まで	旧	メートル 3.1~4.2	キロメートル 0.213	
		上浮穴郡久万高原町二名乙1918番2地先から 同町二名乙1918番5まで	新	6.3~12.5	0.213	

○愛媛県告示第838号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上尾峠久万線	上浮穴郡久万高原町二名乙1918番2地先から 同町二名乙1918番5まで	平成29年 7月14日

○愛媛県告示第839号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町皆江字コウラ178番4から 同字173番6まで	平成29年7月14日

○愛媛県告示第840号

次のとおり落札者を決定した。

平成29年7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 公 告 日
愛媛県県立学校校務支援システム構築及び運用・保守業務 一式	愛媛県教育委員会 事務局指導部高校 教育課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成29年7月3日	NTTビジネスソリューションズ株式会社四国支店 愛媛県松山市一番町四丁目3番地	3,794,040円 (月額)	総合評価一般競争入札	平成29年5月19日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第27号

愛媛県選挙公営実施規程（昭和44年11月愛媛県選挙管理委員会告示）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成29年7月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

別記第1号様式を次のように改める。

第1号様式（標札）（第1条関係）

第何号（の何）（ ）
何年何月何日執行何選挙
候補者（氏名）選挙事務所
愛媛県選挙管理委員会
印

- 備考1 「何年何月何日執行」の表示は、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。
- 2 候補者届出政党については、候補者氏名に代えて当該候補者届出政党の名称を表示するものとする。
- 3 衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、（ ）内に候補者については選挙区（第何区）の何を表示し、候補者届出政党については候補者を届けた選挙区（第何区）を表示するものとする。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（自動車及び船舶の表示）（第2条関係）

第 何 号 () 候 補 者 (氏 名)

何年何月何日執行何選挙

選挙運動用 自動車
船 舶

愛 媛 県 選 挙 管 理 委 員 会 印

備考1 「何年何月何日執行」の表示は、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。

2 氏名及び名称の表示については、第1号様式の備考2に準ずる。

3 法第141条第1項本文の規定により使用することができる自動車及び船舶の表示については、()内に衆議院小選挙区選出議員の選挙区(第何区)の何を表示するものとする。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式（拡声機の表示）（第2条関係）

第 何 号 () 候 補 者 (氏 名)
何年何月何日執行何選挙

選 挙 運 動 用 拡 声 機

愛 媛 県 選 挙 管 理 委 員 会 印

備考1 「何年何月何日執行」の表示は、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。

2 氏名及び名称の表示については、第1号様式の備考2に準ずる。

3 法第141条第1項本文の規定により使用することができる拡声機の表示については、()内に衆議院小選挙区選出議員の選挙区（第何区）の何を表示するものとする。

別記第4号様式その1及びその2を次のように改める。

その1

候補者用
何年何月何日執行
何選挙
第何区
(番号)
愛媛県選管

備考

- 1 この様式は、衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者用ビラ証紙の様式である。
- 2 「何年何月何日執行」の表示は、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。
- 3 第何区には、衆議院小選挙区選出議員の選挙の選挙区を表示するものとする。
- 4 用紙は、特別の紙質・模様・すかし等を用いることができる。

その2

候補者届出政党用
何年何月何日執行
何選挙
第何区
(番号)
愛媛県選管

備考

- 1 この様式は、衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者届出政党用ビラ証紙の様式である。
- 2 「何年何月何日執行」の表示は、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。
- 3 第何区には、当該ビラを頒布することができる選挙区名を表示するものとし、数字はアラビア数字とする。
- 4 用紙は、特別の紙質・模様・すかし等を用いることができる。

別記第4号様式の2を次のように改める。

第4号様式の2（選挙運動用ポスターの証紙）（第9条関係）

備考

- 1 この様式は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の場合の様式である。
- 2 「何年何月何日執行」の表示は、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。
- 3 第何区には、当該ポスターを掲示することができる選挙区名を表示するものとし、数字はアラビア数字とする。
- 4 用紙は、特別の紙質・模様・すかし等を用いることができる。

何年何月何日執行
何 選 挙
第 何 区
(番 号)
愛媛県選管

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式（選挙運動用ビラ証紙交付票）（第7条・8条関係）

その1 表

第何号 候補者(氏名) ㊟ 何年何月何日執行 何選挙 選挙運動用ビラ証紙交付票 愛媛県選挙管理委員会 ㊟
--

裏

証 交 枚	紙 付 数	愛 媛 県 選 挙 委 員 会
	枚	
	枚	
	枚	
	枚	
計 70,000枚 又は 145,000枚		

その2

表

裏

第何号
候補者届出政党（名称）
（受領責任者氏名） ㊟
何年何月何日執行 何選挙
第何区
選挙運動用ビラ証紙交付票
愛媛県選挙管理委員会 ㊟

証 交 枚	紙 付 数	愛 媛 県 選 挙 委 員 会
	枚	
	枚	
	枚	
	枚	
計	40,000枚	

- 備考1 「何年何月何日執行」の表示は、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。
 2 第何区には、当該ビラを頒布することができる選挙区名を表示するものとする。

別記第5号様式の2を次のように改める。

第5号様式の2（選挙運動用ポスター証紙交付票）（第10条・11条関係）

表

裏

第何号
候補者届出政党（名 称）
（受領責任者氏名） ㊟
何年何月何日執行 何選挙
第 何 区
選挙運動用ポスター証紙交付票
愛媛県選挙管理委員会 ㊟

証 紙 交 付 枚 数	愛 媛 県 選 挙 委 員 会 管 理 員
枚	
枚	
枚	
枚	
計 1,000枚	

- 備考1 「何年何月何日執行」の表示は、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。
 2 第何区には、当該ポスターを掲示することができる選挙区名を表示するものとする。

別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式（標旗）（第20条関係）

第何号（ ）
何年何月何日執行何選挙
候補者氏名
愛媛県選挙管理委員会 印

- 備考1 「何年何月何日執行」の表示は、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。
- 2 （ ）内には、衆議院小選挙区選出議員の選挙区（第何区）の何を表示するものとする。

別記第7号様式を次のように改める。

第7号様式（乗車（船）用腕章）（第21条関係）

第 何 号 の 何 （ ）

何年何月何日執行何選挙

候 補 者（氏 名）

乗 車 （船） 証

愛 媛 県 選 挙 管 理 委 員 会 印

備考1 「何年何月何日執行」の表示は、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。

2 （ ）内の表示については、第6号様式の備考に準ずる。

別記第8号様式を次のように改める。

第8号様式（腕章）（第21条関係）

第 何 号 の 何 （ ）

何年何月何日執行何選挙

候 補 者（氏 名）

運 動 員

愛 媛 県 選 挙 管 理 委 員 会 印

備考1 「何年何月何日執行」の表示は、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。

2 （ ）内の表示については、第6号様式の備考に準ずる。

別記第12号様式中「第12号様式（公営施設使用の個人演説会等開催申出書）」を「第12号様式（公営施設使用の個人演説会等開催申出書）（第42条関係）」に改め、その2及びその3を次のように改める。

何年何月何日執行
何 選 挙

政党演説会開催申出書

- 1 使用すべき施設 何 々
- 2 付 加 設 備 申出者自ら必要な設備を加えようとする場合に限り
その設備の種類、数等を詳細に記載すること。
- 3 使用年月日 何年何月何日
- 4 使用時間 自 何 時 何 分 至 何 時 何 分
- 5 選挙区 愛媛県第 区

上記のとおり政党演説会を開催いたしたいから申し出ます。

何年何月何日

市(町)選挙管理委員会委員長 氏名 様

候補者届出政党 (所在地)
(名称)
(代表者氏名)

印

備考 この申出書は公営施設使用の政党演説会についての開催申出書であること。

何年何月何日執行
何 選 挙

政党等演説会開催申出書

- 1 使用すべき施設 何 々
- 2 付 加 設 備 申出者自ら必要な設備を加えようとする場合に限り
その設備の種類、数等を詳細に記載すること。
- 3 使用年月日 何年何月何日
- 4 使用時間 自 何 時 何 分 至 何 時 何 分
- 5 選挙区 四 国 選 挙 区

上記のとおり政党等演説会を開催いたしたいから申し出ます。

何年何月何日

市（町）選挙管理委員会委員長 氏名 様

名簿届出政党等 (所在地)
(名称)
(代表者氏名)

印

備考 この申出書は公営施設使用の政党等演説会についての開催申出書であること。

別記第13号様式を次のように改める。

第13号様式（個人演説会又は政党演説会用立札等の表示）（第43条関係）

その1（個人演説会用立札等の表示）

第何号の何（ ）

個人演説会用立札等の表示

選挙の種類	何年何月何日執行 何選挙
候補者氏名	

愛媛県選挙管理委員会 印

備考1 「何年何月何日執行」の表示は、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。

2 （ ）内には、衆議院小選挙区選出議員の選挙の選挙区（第何区）の何を表示するものとする。

その2 (政党演説会用立札等の表示)

第何号の何

政党演説会用立札等の表示

選挙の種類	何年何月何日執行
	何選挙 第何区
候補者届出政党の名称	何々

愛媛県選挙管理委員会 印

備考1 「何年何月何日執行」の表示は、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。

2 第何区には、当該政党演説会を開催できる選挙区名を表示するものとし、数字はアラビア数字とする。

別記第17号様式を次のように改める。

第17号様式（政党等の名称等の揭示）（第56条関係）

			衆議院名簿届出政党等の名称 (ふりがな)	市(町)選挙管理委員会 衆議院名簿届出政党等名称等揭示	何年何月何日執行 何選挙
			略 (ふりがな) 称		

備考1 文字は、すべて黒色で記載するものとする。

2 「名簿届出政党等の名称」及び「略称」については縦書きとし、名簿による候補者届出書の記載に従って、ふりがなを付するものとする。

別記第19号様式を次のように改める。

第19号様式（投票所内の政党等の名称等の掲示）（第57条関係）

その1

衆議院名簿掲載者の氏名及び当選人となるべき順位		(ふりがな)略称	(ふりがな)衆議院名簿届出政党等の名称	何年何月何日執行 何選挙 衆議院名簿届出政党等名称等掲示 市(町)選挙管理委員会
	順位			
	氏名 (ふりがな)			
	順位			
	氏名 (ふりがな)			
	氏名 (ふりがな)			

備考1 文字は、すべて黒色で記載するものとする。

2 「衆議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「衆議院名簿掲載者の氏名」については縦書きとし、名簿による候補者届出書の記載に従つて、ふりがなを付し、「当選人となるべき順位」については横書きとする。

その2

(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名	(ふりがな) 略 称	(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称	何年何月何日執行 何選挙 参議院名簿届出政党等名称等及び参議院名簿登載者氏名揭示 市(町)選挙管理委員会

備考1 文字は、すべて黒色で記載するものとする。

2 「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「参議院名簿登載者の氏名」については縦書きとし、名簿による候補者届出書の記載に従つて、ふりがなを付するものとする。

○愛媛県選挙管理委員会告示第28号

政治活動に関する規程（昭和46年 3月愛媛県選挙管理委員会告示）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成29年 7月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

別記第3号様式その2を次のように改める。

その2

何年何月何日執行
何 選 挙

政 治 活 動
(番 号)

何 選 挙 区
愛 媛 県 選 管

- 備考1 この様式は、愛媛県議会議員選挙の場合の様式である。
2 何選挙区は、愛媛県議会議員の選挙区の別を記載するものとする。
3 用紙は、特別の紙質、模様、透かし等を用いることができる。

別記第4号様式その2を次のように改める。

その2

表

裏

第何号	証紙交付 枚 数	愛媛県選挙管理 委員会印
政治団体名 受領責任者 氏 名 ㊟	枚	
何年何月何日執行何選挙		
政治活動用ポスター証紙交付票 何選挙区	枚	
愛媛県選挙管理委員会 ㊟	枚	
	枚	
	枚	
	枚	
	計 50 枚	

- 備考 1 この様式は、愛媛県議会議員選挙の場合の様式である。
2 何選挙区は、愛媛県議会議員の選挙区の別を記載するものとする。

別記第7号様式を次のように改める。

第何号の何

何年何月何日執行何選挙
政談演説会告知用立札等の表示

開催日時	年 月 日 午前 午後 時 分
使用する施設の名称	
政党その他の政治団体の名称	
政談演説会開催届出書交付番号	第 何 号

愛媛県選挙管理委員会 印

備考 「何年何月何日執行」の表示は、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。

○愛媛県選挙管理委員会告示第29号

愛媛県選挙事務執行規程（平成12年3月愛媛県選挙管理委員会告示第26号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成29年 7月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別記					別記				
省略					省略				
様式番号	事 項	根 拠 条 文			様式番号	事 項	根 拠 条 文		
1	省略	法第24条第2項、法第30条の8第2項			1	省略	法24条2項、法30条の8 1 項		
2	選挙人名簿 在外選挙人名簿 に関する異議申出の決定通知				3～42	省略			
第3号様式					第3号様式				
別紙1					別紙1				
省略					省略				
前回登録日	前回登録に係る補正登録者数	省略	選挙時登録に係る補正登録者数	省略	前回定時登録日	定時登録にかかる補正登録者数	省略	選挙時登録にかかる補正登録者数	省略
現在における名簿登録者総数 (ア)	(イ)		(エ)		現在における名簿登録者総数 (ア)	(イ)		(エ)	
省略	省略		省略		省略	省略		省略	
注1 (ア)欄の「 <u>前回登録日</u> 」とは、 <u>今回の定時登録又は選挙時登録の直前の定時登録日</u> （法第22条第4項により定時登録を行わなかった場合には、当該定時登録日と同一の基準日である <u>選挙時登録日</u> ）をいうものであること。					注1 (ア)欄の「 <u>前回定時登録日</u> 」とは、 <u>選挙時登録の場合には、その直前の定時登録日</u>				
2 (エ)欄の「 <u>選挙時登録者数</u> とは、(ア)欄の「 <u>登録日</u> 」から、今回の定時登録日又は選挙時登録日までの間に行われた選挙時登録の登録者数をいうものであること。					2 (エ)欄の「 <u>選挙時登録者数</u> とは、(ア)欄の「 <u>定時登録日</u> 」から、今回の定時登録日又は選挙時登録日までの間に行われた選挙時登録の登録者数をいうものであること。				

○愛媛県選挙管理委員会告示第30号

愛媛県選挙管理委員会事務専決規程（平成20年3月愛媛県選挙管理委員会告示第16号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成29年 7月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(委員長の専決事項)		(委員長の専決事項)	
第1条 愛媛県選挙管理委員会規程（昭和45年11月愛媛県選挙管理委員会告示）第9条第2号の規定に基づく愛媛県選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）の専決事項は、愛媛県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務のうち、別に定めるものを除き、次に掲げるものを除くものとする。		第1条 愛媛県選挙管理委員会規程（昭和45年11月愛媛県選挙管理委員会告示）第9条第2号の規定に基づく愛媛県選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）の専決事項は、愛媛県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務のうち、別に定めるものを除き、次に掲げるものを除くものとする。	
(1)～(11) 省略	(12) 法第22条第3項の規定に基づき選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日_____を定めること。	(1)～(11) 省略	(12) 法第22条第2項の規定に基づき選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日 <u>及び登録を行う日</u> を定めること。
(13) 削除		(13) 法第23条第1項の規定に基づき選挙人名簿の登録の縦覧期間	

(14)～(56) 省略 2 省略	<u>を定めること。</u> (14)～(56) 省略 2 省略
----------------------	--

○愛媛県選挙管理委員会告示第31号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成29年7月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																										
<p>1 病院</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名 称</th> <th style="width: 33%;">所 在 地</th> <th style="width: 33%;">指 定 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今治南病院</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>医療法人陽成会</u></td> <td><u>今治市喜田村六丁目</u></td> <td><u>平成29年7月5日</u></td> </tr> <tr> <td><u>広瀬病院</u></td> <td><u>5-1</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 省略</p>	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	省略			省略			今治南病院	省略		<u>医療法人陽成会</u>	<u>今治市喜田村六丁目</u>	<u>平成29年7月5日</u>	<u>広瀬病院</u>	<u>5-1</u>		省略			<p>1 病院</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名 称</th> <th style="width: 33%;">所 在 地</th> <th style="width: 33%;">指 定 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広瀬病院</td> <td><u>今治市拜志1-26</u></td> <td><u>昭和63年7月12日</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今治南病院</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 省略</p>	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	省略			広瀬病院	<u>今治市拜志1-26</u>	<u>昭和63年7月12日</u>	省略			今治南病院	省略					省略		
名 称	所 在 地	指 定 年 月 日																																									
省略																																											
省略																																											
今治南病院	省略																																										
<u>医療法人陽成会</u>	<u>今治市喜田村六丁目</u>	<u>平成29年7月5日</u>																																									
<u>広瀬病院</u>	<u>5-1</u>																																										
省略																																											
名 称	所 在 地	指 定 年 月 日																																									
省略																																											
広瀬病院	<u>今治市拜志1-26</u>	<u>昭和63年7月12日</u>																																									
省略																																											
今治南病院	省略																																										
省略																																											